

逆送規定の合憲性(1)

正 木 祐 史

目次

- I はじめに
- II ブリード対ジョーンズ
 - (1) 事案および経過の概要
 - (2) 連邦下級審の判断
 - (3) 連邦最高裁判所の判断
 - (4) 判決が提示する問題点
 - (5) 判決の影響 (以上本号)

I はじめに

「少年審判手続にも、憲法39条の二重の危険禁止の保障はあり、その『危険』とは、事実認定手続の負担であると考えられるから、家庭裁判所(原審)の審判において審判を受け、事実認定手続を経て保護処分決定あるいは不処分決定がなされた時点で、一度目の危険が完結すると考えられる。…

本件においては、被告人に対して、平成5年6月22日に、東京家庭裁判所八王子支部が中等少年院送致決定をした時点において、一度目の危険が完結したと考えられ、その後、差戻審が警察による補充捜査を容認して、少年に不利益な再審理がなされるに至った時点において、二度目の危険にさらされたと考えるべきである。…

すなわち、差戻審は、二重の危険禁止の保障により、少年にとって不利益な再審理をすることが許されず、被告人M(注;原文は本名)と同様に、非行事実なしの不処分決定をなすべきことを要請していたのであり…、それにもかかわらず、少年に新たな事実認定手続の負担を課し、その結果、刑事処分相当として検察官送致したことにより、二重の危険禁止に反する

に至ったと考えられる。さらに、検察官が被告人を起訴したことにより、二重の危険ならぬ三重の危険を少年に課すことになったものである。いずれにせよ、二重の危険を禁ずる憲法39条に反するものであり、その起訴は違法である。」

これは、いわゆる調布駅前事件の地裁における弁論要旨からの抜粋である⁽¹⁾。要旨が言うように検察官の起訴により三重の危険に至るのであれば、抗告を経ることなく、家裁の審理によっていきなり逆送された少年の起訴はそれだけで二重の危険禁止に反するはずである。つまり、家裁で非行事実について認定がなされ、逆送後さらに地裁で同一事実たる公訴事実について認定がなされる、これを素直に見れば、二度の事実認定がなされているのであり、二重の危険禁止に違反する、ということになる。そのような問題意識から、少年法の逆送規定の合憲性について考察するというのが本論文の趣旨である。

この分析に当たり、アメリカ合衆国連邦最高裁判所のブリード対ジョーンズ判決を比較法対象の素材とする。日本の少年法制にとっての合衆国の実務・理論の影響の大きさは論をまたない。特にその憲法保障という点については学ぶべきことは依然多い。ブリード対ジョーンズ判決は、合衆国における少年裁判所手続への連邦憲法の人権規定の適用を認めた一連の判例のひとつであり、ここでも有用な視座を与えてくれるものと思われる。それをベースとして日本の少年法制について考察を加えたい。

II ブリード対ジョーンズ

(1) 事案および経過の概要⁽²⁾

1971年2月9日、カリフォルニア州上位裁判所ロサンゼルス郡少年裁判所に對し、当時17歳であったジョーンズ (Gary Steven Jones) が、2月8日頃、致命傷を与え得る凶器で武装して、成人が犯した場合にはカリフォルニア州刑法典211条 (1970年) に違反する強盜罪を構成する行為を行ったために、同州福祉・施設法602条⁽³⁾に規定される者にあたる、との申立がなされた。翌日、拘束観護審理が行われ、その結果、申立に関する審理まで少年は拘束される旨の命令がなされた。

3月1日、州福祉・施設法701条にしたがって、管轄権審理ないし事実認定審理⁽⁴⁾が行われた。検察側の証人2名と少年との証言を聞いた後、少年裁判

所は申し立てられた主張が事実である旨認定し、少年は同法602条に規定する者にあたと認定して、申立を支持した。手続は処分決定審理のために延期され、裁判所は、その審理まで少年の拘束を継続する旨命令した。

3月15日に行われた審理において、裁判所は、少年は州福祉・施設法707条にいう「少年裁判所の施設資源を通じて利用できるケア、処遇および訓練計画になじまない者」である旨認定する意向を示した。少年の弁護人は、少年が「処分決定審理に進むことを知らされていない」ことを主張し、「不意打ちとなるので、事件を延期」してほしい旨を口頭で申し立てた。裁判所は事件を1週間延期し、その間に、当該事件に割り当てたプロベーション・オフィサーの報告書を検討し、その証言を聞いたうえで、本件少年は、「少年としての処遇に適さない」と宣告し、成人として訴追される旨命令した。

その後、少年は、二重の危険禁止違反の主張を提起して、少年裁判所に人身保護令状の申立を行った。その申立の棄却を受けて、少年は州控訴裁判所第二上訴区に、人身保護令状による救済を求めた。申立は少年に対する刑事訴追を停止させたものの、控訴裁判所は申立を棄却した。州最高裁判所は、審理を求める少年の申立を棄却した。

予備審問の結果、少年は上位裁判所における審理に付される旨命令され、それに引き続いて、1971年2月8日頃、致命傷を与え得る凶器で武装して、州刑法典211条に違反する強盗を犯したという罪状で、彼に対する略式起訴状 (information) が提出された。少年は、無罪答弁を行い、また、彼は「上位裁判所ロサンゼルス郡少年裁判所によって、すでに一度危険にさらされ、告発された犯罪で有罪と決定され、1971年3月1日にその旨宣告されて」いる、という答弁を行った。訴訟上の合意によって、事件は、予備審問の証言録とともに上位裁判所に付託された。裁判所は、少年を州刑法典211a条(1970年)の第一級強盗で有罪と認定し、州青少年局 (the California Youth Authority) に収容する旨命令した。この有罪裁判には何ら上訴はなされなかった。

1971年12月10日、少年は、訴訟のための後見人である彼の母親を通じて、人身保護令状の本件申立を連邦地方裁判所カリフォルニア中央裁判区に行い、本件の係属となったものである。

(2) 連邦下級審の判断

連邦地裁は、1972年5月5日、以下の理由により少年の申立を棄却する判断

を下した⁽⁵⁾。

カリフォルニア州福祉・施設法701条の下における審理は、州が非行少年を処遇するために確立した包括的プログラムの一段階でしかない。この事前手続（preliminary procedures）は、刑事的というより民事的な性質のものだが、連邦憲法が要求するデュー・プロセスと基本的公正というすべての本質的要素を含んでいる。このような手続と刑事裁判との差異は明白である。もし、少年手続において危険が発生し、憲法上の権利をすべて少年も享受できると仮定しても、事件を刑事裁判所に送致することによって何ら新たな危険が発生しないことは明らかである。そのような移送（transfer）は、無罪でも有罪でもなく、そしてとにかくも、同一の犯罪による2度目の審理ではあり得ず、一つの犯罪の継続的危険でしかあり得ない。

ここで、連邦地裁が、「事前手続」としているのは、その内容について判決文は何も言わないものの、おそらく、移送があった場合の刑事裁判に先立って行われる少年裁判所の手続を指しているものと思われる。地裁は継続的危険論を採用するため、その理論上に少年裁判所手続を位置付けてこのような表現をしたのだろう。

連邦地裁は、少年手続を民事的なものと位置付け、継続的危険論をとるという伝統的な立場をとっている。それらは上訴審において否定されることになる。

地裁の判断を受け、少年側は上訴した。それを受けた判断において、連邦控訴裁判所第九巡回区は、以下の理由で連邦地裁の判断を破棄し、指示付で差し戻した⁽⁶⁾。

マッキーヴァー事例⁽⁷⁾において、連邦最高裁は、少年裁判所は陪審裁判を提供しなければならないという主張を拒絶した。しかし、この事例は二重の危険の不適用を指示してはいない。陪審の必要性如何とは、事実認定の方法の問題だが、他方、二重の危険の適用如何ということは、諸権利の基本的適用というまさに核心に至る問題であって、少年がどのように審理されるかということには影響しない。二重の危険に対する保護の少年手続への適用は、少年裁判所が道を過った少年の社会復帰という基本的目標の達成を妨げることはないのである。実際、二重の危険に対する基本的な憲法の保障は、公正という我々の観念にとって根本的なものであり、それを少年に適用することを拒否することは、我々の司法制度への信頼を回復不能なほどに害するか破壊してしまう可

能性がある。結局、このことは、少年の社会復帰のための特別かつ非方式的な手続の必要性という我々の認識よりも重要なことであろう。少年は、特に州が彼を成人として審理する旨選択した場合には、二重の危険に対する保護を享受する。修正5条の二重の危険に対する保障は少年裁判所手続にも完全に適用されると解すべきである。少年裁判所が、非行事実認定手続を基礎として、少年の自由に重大な制限を課すことができる場合、危険が発生する。問題は、引き続き成人としての裁判がその継続的危険なのか、それとも新しい危険なのか、ということである。継続的危険の原理は、ひとたび危険が少年裁判所の非行事実認定手続において少年について発生したならば、少年裁判所における申立の基礎として利用されたあらゆる出来事、犯罪事実または行為に基づく告発について成人裁判所において有罪の危険におかれることはない、ということをサポートするものである。また、カリフォルニア州の立場を採用するとすれば、被告発人の防禦を事前に審査したり、告発されている犯罪について彼の証言を聞いたりをすることを訴追側に許容することを、より柔軟な年齢にある少年について承認することになる。これは、基本的かつ公平な公正という我々の観念を侵害するものである。以上、少年裁判所での事実認定ないし処分決定審理においてひとたび危険が発生すれば、少年は、二重の危険禁止について何ら例外なく、成人としても少年としても再審理されることはない。この基本的な憲法上の権利が、彼を保護する制度を提供するというまやかしの下で少年からもぎ取るのを許容することはできない。

(3) 連邦最高裁判所の判断

連邦高裁の判断を受けて、カリフォルニア州側は、上訴を申し立てた。連邦最高裁がこの問題の解決の必要性を認めたことから、裁量上訴が認容され⁽⁸⁾本判決となったのである⁽⁹⁾。なお、本判決は全員一致で、法廷意見はバーガー長官 (Burger, Ch.J.) によるものである。

最初に、判決がどのような流れになっているのかを図式してみると、おおよそ次のようなものである。

《問題提起：少年は二重の危険におかれたか》

危険を有する手続とは

→・刑法違反の存否を認定する

・認定に付随して本来的なスティグマと長期の自由剥奪とを伴う

〈結論〉少年手続はこれらの要素を備え、少年を危険におくものである

↓

「危険」の内容とその発生時期

→内容；罰の（＝処分を受ける）危険ではなく、審理および有罪の危険
（＝手続負担）

発生時期；証拠調べ開始時

↓

「継続的危険」論の否定：手続が完結していないという事実は保障を奪う理由とはならない

〈結論〉少年は危険に二度おかれた

↓

二重の危険禁止保障を破るに足る他の利益が認められるか

→移送そのものの効用を認める

↓そのうえで

二重の危険禁止保障は、少年裁判所の柔軟性および非方式性を減じるものではない

↓また

二重の危険禁止保障は、事実認定に先行する移送決定を必要とし、それに伴う負担が裁判所に課されることになる

↓しかし

その負担は、二重の危険禁止保障の例外事由を設ける根拠として十分なものではない

〈結論〉少年裁判所の特質および予想される負担は、二重の危険禁止保障を少年から奪う根拠とはなり得ない

↓

連邦憲法修正5条の二重の危険禁止は少年裁判所手続において保障され、修正14条を通じて各州に適用される

それでは、具体的な論理展開についてみてみよう。

裁判所はまず、“jeopardy”が「危険(risk)」を意味するということが、連邦憲法修正5条が言及する危険は、「本質的に刑事的(essentially criminal)」ではない手続には存在しないこと、等を述べたうえで、少年裁判所制度発足時は、独特の方法でその機能を発揮するように意図されてきた、ということから論を始め、近年の最高裁の判断は、その本来的な意図と現実とのギャップを認識することに基礎をおいており、そういった認識についての裁判所の反応は、「伝統的刑事訴追に関連付けられた憲法的保障を少年手続にも適用していく」⁽¹⁰⁾ というものであることを、ゴールト判決⁽¹¹⁾ やウィンシップ判決⁽¹²⁾ を引用しながら述べる。そしてその解決法自体が、重大な問題を生じているということは、次のように述べてそれを認めるのである。

「刑事司法が青少年犯罪者に適用されるに当たってその厳しさを改善していくとする、独特の方法で機能する少年裁判所の努力にとって、そのような経過は脅威となるのである。」⁽¹³⁾

このように述べてきながら、裁判所は巧妙にも、少年裁判所の「独特の方法」の内容を明らかにしてはしていない。これは、マッキーヴァー判決において裁判所が、少年裁判所を「懇切を旨とする、非方式的保護的な手続」⁽¹⁴⁾ と特徴付けているのと対照的である。そしてその内容を明らかにしないまま、再びゴールト判決やウィンシップ判決を引きながら、次のように述べて本件における連邦地裁の判断を難じるのである。

「少年が刑法に違反したか否かを決定することを目的とし、その想定される結果として、そのような決定に本来的に付随するスティグマと長期の自由剥奪とを含んでいる、そのような手続において、彼は危険におかれるものではないと結論付けることは、今日において全く時代遅れである。」⁽¹⁵⁾

そのうえで、次の結論に至る。

「カリフォルニア州福祉・施設法701条にしたがった本件で行われた手続と、刑事訴追との間には、何ら説得的な区別を見いだすことはできず、両者とも『刑法の執行という極めて重大な利益を擁護する』ためにあるものである。したがって我々は、少年は事実認定審理において危険におかれた、と結論付ける。危険は、少年が『事実認定者の面前で審理に付されたとき』、すなわち、少年裁判所が事実認定者として証拠調べを開始したときに、発生する。」⁽¹⁶⁾

このように、裁判所は、少年裁判所手続を「独特なもの」というのみで、どのように独特なのかというその内容を明らかにすることはせず、本来的なスティグマと自由剥奪とを含むことを理由に、その手続が冒頭にいう「本質的に刑事的」なものであるとして、刑事裁判同様の危険が少年裁判所の非行事実認定手続においても発生することを難なく導き出すのである。

それでは、裁判所は少年裁判所手続の特徴について何ら明らかにしないままであるのか、という、実はそうではない。裁判所はこれに続いて、二重の危険禁止の保障を少年手続に保障することが、少年手続自体にどのような影響を与えるか、という、ケント判決⁽¹⁷⁾以来、少年手続への憲法保障を考慮する際に裁判所がとってきたのと同様なアプローチに移る。その比較衡量の中では、おぼろげながらその内容について言及することになるのである。

以上に続いて裁判所は、上訴人たるカリフォルニア州側の主張に応えるかたちで、二重の危険禁止の保障を与える影響についての比較衡量に入る。州側の主張は、大きく次の二つに整理される。第一は、本件手続は二重の危険禁止条項の理念に何ら違反せず、あるいはまた、本件手続は少年が上訴により有罪宣告の破棄を獲得して再審理を許されたような事例とのアナロジーで認められる、というものである。第二は、「独特の方法により機能するという少年裁判所に期待される能力」ということからくる伝統的な原理は非行事実認定の後の成人裁判所への移送の妨げとなる、と結論付けなければならないとするならば、ここでのそのような結論は避けなければならない、なぜならそれは、非行行為を申し立てられている少年に対して何ら付加的なデュー・プロセスの利益を与えることなく、少年裁判所手続の柔軟性と非方式性を減じてしまうからである、というものである。要するに、第一の論点は、危険が「二重に」存したか否か、ということであり、第二の論点は、仮に危険が二重に存したとして、その保障を上回る利益が存在するか否か、ということである⁽¹⁸⁾。

まず第一の点につき、裁判所は、プライス対ジョージア州事件⁽¹⁹⁾や合衆国対ウィルソン事件⁽²⁰⁾を引用して次のように述べる。

「二重の危険条項は、審理と有罪判決との可能性のない危険について書かれているのであって、罰について書かれたものではない。…

複数回の審理を回避しようとする政策は、その原理の例外はせいぜいしぶしぶながら認められてきたに過ぎないというほどに重要なものである、

とみなされてきている。まず、上訴による新たな審理は、その請求が訴追側にかかろうと被告人側にかかろうと、求め得ないものと考えられてきた。…1896年になってようやく、被告人は、政府側は同様な権利は享受できないものであるにもかかわらず、有罪判決後の新たな審理を求め得るという点が明らかにされたのである。…同じ政策の結果、裁判所は、政府が被告人を再審理に付す権利を『そうすることに重大な必要性があるか、または、社会一般の正義の目的が、そうしなければくじかれる』場合にのみ認容したのである。』⁽²¹⁾

そしていわゆる継続的危険 (continuing jeopardy) について論じる。それまでも上訴による有罪判決破棄を獲得した被告人が同一の犯罪について再審理に付され得る理由の説明に利用されてきた。連邦高裁はそのうえで、本件はそれとパラレルには論じられないとして州側の主張を排斥したのであるが、この点、最高裁は「より満足のいく説明は、それぞれの関係利益の分析にかかっている」⁽²²⁾と述べるのみで、特に判断を下さない。ただ、「少年に対する手続が、移送の時点では、カリフォルニア州福祉・施設法の予定する『その全過程を終えて (run their full course) 』いないという事実は、少年が2度目の審理に対する保護を奪われる理由を十分に説明するものではない」⁽²³⁾と述べるので、継続的危険論の採用に否定的であることは間違いない。ただ、どちらかと言えば、第二の論点に含まれる一内容としてとらえているようである。というのは、ここで第一の論点につき結論めいたことは述べずに、次のように述べて第二の論点に移っているからである。

「少年裁判所制度の脈絡の中でそういった [憲法的] 保護について例外が存し得るとする場合、それは、そういった独特の制度による反射的な社会の利益、ないし、以前より指摘されているように、個々の事例において例外が必然的に伴う費用と負担とを受忍できる程度のものにするための十分な実質があるという少年自身の利益、によって正当化されなければならない。』⁽²⁴⁾

憲法解釈を行う場合のこの態度は、あるべきものとして見習わなければならない。反射的な社会の利益は、ここにおける立場を貫けば二次的考慮がなされるに過ぎないから多くの考察が必要とされることはないとして、憲法保障を上回る利益の存否のみが考慮の対象となるのであり、そしてその場合、保障によ

る受益者と保障を上回る利益の受益者とは同一である、という観点は重要である。

第二の論点について、裁判所はまず移送の性格について述べることから始める。

「少年裁判所から一般的な刑事裁判権をもつ裁判所への移送の可能性は、少年にとっては非常に重大な問題である。それと同時に、すべての少年が少年裁判所制度の特別な特徴とプログラムからの利益を取り入れることができるわけではなく、成人裁判所への移送手続は利用可能であるべきだ、という広く共通した意見の一致が存するようである。…こういった一般的な意見の一致は、裁判管轄区の圧倒的多数が一定の状況において移送を許容しているという事実反映されている。…そのような移送条項は、少年裁判所制度に、その制度が意図する特別の指導および処遇という利益を取り入れることのできない青少年犯罪者を取り扱うために必要とされる柔軟性を与える試みの現れである。」⁽²⁵⁾

ここで、本件判決のとする立場がほの見える。ケント判決において裁判所は、管轄権放棄が「決定的に重要な (critically important)」ものであることを述べるのみで、少年裁判所制度におけるその位置付けをそれ以上に具体的に述べることはなかった。一方、大統領委員会の『特別報告書：少年非行と青少年犯罪』においては、管轄権放棄は他の選択肢に比べればまだしもであるが、「必要悪かつ不完全なもの」とされていた⁽²⁶⁾。それが本判決においては、少年裁判所制度に柔軟性を与え得るものという積極的な評価がなされているのである。これはおそらく、1970年代以降特に顕著になる、犯罪に対する強圧的対処の傾向、責任の強化傾向を一つの背景とするものであろう。

そしてここで裁判所は、少年裁判所の「独特な方法」の内容が「柔軟性と非方式性 (flexibility and informality)」であることを、州側の主張として引用するかたちで暗に承認するのである。そのうえで、裁判所は、憲法保障を上回る利益が存在するか否かに関して、その保障により少年裁判所に予想される負担について次のような考察を加えたうえで、二重の危険禁止保障がその少年裁判所の柔軟性と非方式性とを減じてしまうという州側の意見を排斥する。

「[二重の危険禁止の保障によって] ほとんどの事例において、移送決定が事実認定審理に先行して行われることになる、という点には同意する。

申し立てられた犯罪に関する証拠が関連すると考えられる範囲において、移送が考慮されたが拒否された事例においては、若干の付加的な負担が、重複した手続を理由として少年裁判所に課される、ということになる。結局、移送審理において考慮された証拠の性質上、いくつかの州においては、移送が拒否された場合、別の裁判官が事実認定審理を主宰することが求められるということになる。

我々は、少年裁判所が、おそらくは大抵の裁判所よりもはるかに、資源と人材との増大を伴わないままに、迷走する判例の積み重ねによって創出された問題点に苦しんでいる、ということは認識している。…そして、その資源を負担することで、裁判所はその独特な機能を危うくしかねない、そのようないかなる付加的な要請をも少年裁判所制度に強いることに躊躇せざるを得なかった。しかしながら、申立人が予想している負担は、本件の状況において、二重の危険に対する本来的な禁止からの逸脱を正当化するには、質的にも量的にも満足させるものではないように思われるのである。」⁽²⁷⁾

「我々は、申立人が予想する負担が少年裁判所運営にとって重大な問題を押し付けるものになる、ということに納得できない。移送決定が事実認定審理に先行すべきことを現在求めている多数の裁判管轄区と、そして、少年裁判所がその管轄区においてその枠内でその責務を果たすことができているということを指し示すものが何ら存在しないということが、それとは正反対のことを示唆しているのである。多くの事例において移送審理の必要性ないし根拠の欠如を即座に認識し得るという見込みが、資源の重点配分が必要であるような事例の数を減じているのである。それに加えて、移送を勧告したり移送決定を導くような手続へ参加したりする者が利用できる資源は、事実認定審理に先行する、十分な情報に基づく決定に関連する情報を収集することを彼らに可能ならしめるには不十分である、ということを信じるに足る理由はないものと、我々は考える。」⁽²⁸⁾

この考察の主たる対象は、二重の危険禁止保障が少年裁判所制度に与える影響、とりわけ、制度が負うべき負担、ということである。大前提との関連で言えば、憲法保障をしないうことによって負担が増大せずすむという反射的な社会的利益に相当するということになるのであろう。本来はそれは二次的考慮に

とどまるべきものであることを考えれば、ここでの考察態度は相当な念の入れようとも思えるが、前述したような世相も反映していると思われる。もっとも、制度が負うべき負担は、原則的に憲法保障のためであれば常に甘受すべきはずのものであり、そうであることこそが憲法保障の憲法保障たるゆえんである。そのことからすれば、この点に関する考慮をいかに深化させようと、その結果が憲法保障を免除する結果を導かないことは明らかと言える。その意味で、最高裁はこの部分の考察に重点をおき過ぎたきらいはある。

裁判所はまた、移送審理と事実認定審理との関係につき、次のような見解を述べる。

「移送審理が事実認定審理に先行して行われなければならないという要請は、後者の手続の性質 (the nature of the [adjudicatory] proceedings) に何ら影響を与えるものではない。より重要なことは、そのような要請は、移送審理自体における意思決定の質 (the quality of decisionmaking at transfer hearings themselves) に影響を与える必然性はないということである。しかしながら、当裁判所は、成人裁判所における審理のための少年の移送決定の基準や、それを支持すべき証拠の質や量については、何ら指示しようとはしてきていない。我々が要求することはただ、どんなに適切な基準であろうと、そして、どんな証拠が求められようと、少年を二つの手続の出費や遅延、緊張そして困惑に服せしめるよりも、彼が刑法に違反したことの認定とそれによる自由の実質的な剥奪という結果を生じ得る手続に入る前に、彼を少年裁判所制度の中で処遇することを欲するか否かを州が決定する、ということである。」⁽²⁹⁾

裁判所のこの言及は重要である。とともに、微妙なものを含んでいる。なぜなら、続けて裁判所は次のように述べるからである。

「事実認定に先立って行われる移送審理が、移送が拒否された場合には証拠の一定の重複を帰結するという限りにおいて、移送によって少年裁判所におけるそれ以上の手続が求められないような事例によって、少年裁判所の負担をいくらかでも埋め合わせようという傾向を示すことがあり得よう。そのうえ、移送が前もって拒絶されていた場合には、移送の可能性が残されている場合に比べて、少年は、申し立てられている犯罪の実行を認めることになりやすいというのももっともであり、それによって事実認定審理

の必要性が除去されるということにもなろう。最後に、移送が拒否された場合に、別の裁判官が事実認定審理を主宰することを現在求めている州は、その要求の放棄をも許容しているということに、我々は注目する。要求が放棄されない場合の、司法的資源にとっての実質的負担を予測するのは困難である。」⁽³⁰⁾

これは、移送審理と事実認定審理との、表面には出てきにくい関連性を述べたものである。証拠の重複の可能性は、これだけの影響を与える可能性をはらんでいるのである。にもかかわらず、裁判所が「事実認定審理の性質」にも「移送審理自体における意思決定の質」にも影響はないと断言するのはどういふことなのだろうか。確かに、裁判所は次のようにも述べている。

「我々は、事実認定審理に先行する移送審理がその制度の目的を補助することになるということには納得している。ここで我々が考慮していることは、事実認定審理の後の移送の可能性ということが少年に提示するジレンマである。その可能性のゆえに、少年は、特別の考慮の受益者であると考えられているにもかかわらず、実際には実質的な不利益に苦しむことになるのである。少年が非協力的であるように見える場合、都合の悪い処分勧告がなされる危険とともに、不利な事実認定がなされる危険をも冒しているのである。他方、彼が協力的である場合は、移送が命令されたときの成人裁判所における彼の見込みを害する危険を冒しているのである。我々は、このようなジレンマを帰結するような手続を、基本的な公正さが許容する限りにおいて、事実認定審理が非方式的で非対立的であるという目標と不協和音を奏するものとみなす。…事実認定審理後の移送の危険という知識は、少年裁判所制度の優良証明であることを意図していた非方式性と協力という本来もっている能力を、単に蝕み得るものでしかない。無罪を立証するか個々人の矯正の必要性に最もよく適した処分を求めるか、というような差し迫った問題を懸念するよりも、少年とその弁護人とは、そのいずれをも導かないという都合の悪いことを用心しなければならないという態度を強いられているのである。」⁽³¹⁾

しかしながらこれは、ここにいうようなジレンマの解消が少年裁判所制度の目的に資する、ということを言っているだけで、二つの手続の関係の問題とは無関係ではないにせよ、その問題性よりもジレンマ解消の方が優先されるとい

うようなことを言っているわけではない。とすると、先に引用した部分は、そのようなかたちで負担が解消されることもあるのだから、実際に増大する負担はそれほどものではない、ということを行っているに過ぎない、ということになるだろうか。ただ、そこであげられているものは、負担軽減のための移送の多用、移送を事前に拒絶することによる有罪自認の増加、ということであって、そういったかたちが望ましい解消ということはできないばかりか、このような解消はそれこそ、二つの手続の内容、ひいては少年手続の実質という根本にかかわることでもある。その点からしても、これが適切な言ということではできない。あるいは、それらは裁判所の負担に関係する事実的な影響に過ぎず、審理の“nature”や“quality”に影響するものではない、ということ言うのであろうか。しかしながら、裁判所が現実負担解消のために何らかのアクションをとろうということがあれば、それが各々の審理の性格を変質させる可能性のあることは、容易に想像できるというものであろう。それは結局少年手続の変質につながることにかなりかねず、細部にわたる綿密な比較検討が必要なはずである。

以上のような比較衡量を加えたいうえでの最高裁の結論は次のようなものである。

「我々は、少年裁判所における事実認定手続に引き続いての上位裁判所における被上訴人に対する訴追は、修正5条の二重の危険禁止条項に違反し、修正14条によって各州に適用されるものと判示する。控訴裁判所の命令は、我々の決定に至るまで控訴裁判所によって停止されていたが、それは地方裁判所に『州裁判所が60日以内にジョーンズの成人としての有罪を取り消し、彼を釈放するか処分決定のために少年裁判所に差し戻すかすべきことを指示したうえで、人身保護令状を発布すること』を指示するものである。被上訴人はもはやカリフォルニア州少年裁判所の管轄に服するものではないので、我々は、その裁判を取り消し、現状において適切であると思われる、この見解に合致したさらなる手続のために、事件を控訴裁判所に差し戻す。

以上、命令する。」⁽³²⁾

(4) 判決が提示する問題点

前項ですでにいくつかの点について問題点を見たが、ここでさらに本判決に

関する問題点について考察を加えてみたい。

まず、最高裁は、非常にあっさりとして少年裁判所の実事認定審理において危険が発生することを認めているが、その理由は何かといえば、少年裁判所の手続における非行事実認定により、本来的にスティグマが付随することと、長期の自由剥奪の可能性があることである。確かに、現状認識という点で裁判所の見解は当を得たものであるといえよう。「犯罪者」というスティグマと「非行者」というスティグマとに実質的な差異が認められない、ということも、少年裁判所の処遇の可能性として数年間にわたる施設収容があり得ることも、事実である。それをもって、少年裁判所における非行事実認定手続が「本質的に刑事的(essentially criminal)」であるとして、積極的に憲法上の「危険(jeopardy)」の発生を認定しようという姿勢も、すでにそのような現状が存在することを前提にした論理として、理解できなくはない。しかしながら、スティグマと自由剥奪とは少年裁判所手続に必然的に付きまとうものでは本来なかったはずである。少年裁判所法制発足当初はもちろん、その後においても、例えばダイヴァージョン(diversion)の制度を発達させてきたのも、通例の少年裁判所法が手続ないし審理の性格なる1カ条を設けて、少年手続が刑事手続と同視されたり、要保護少年である旨、非行少年である旨の認定が刑事裁判における有罪と同視されたりしてはならないことを明記している⁽³³⁾のも、少年に対するスティグマを回避するためのものであるはずだし、そもそも少年裁判所法制の端緒である少年救済運動(Child Savers Movement)は、監獄における少年の状況がいかに悲惨なものであるかを認識したことから始まっているのである。不幸にも、現在の少年裁判所法制は当初の目的を達成したと言える状況にはないが、その結果である現状を少年裁判所制度の特徴としてしまえば、同制度の存在意義が失われることになってしまうのである。

本判決における少年裁判所法制に対する現状認識は、ケント判決以来、合衆国連邦最高裁判所の基盤をなす確固たるものであるが、それは他方で、少年裁判所法制に関するその一連の判例の限界でもある。仮に、ケント判決が嘆くような少年処遇の現状⁽³⁴⁾ではなく、理想的な処遇状況が存在し、ゴルト判決がというようなスティグマや収容の状況⁽³⁵⁾が存在しなかったとしたら、一連の判例が認めてきた憲法的権利は少年には一切保障されない、という結論が導かれるのだろうか。そうではない、と私は考える。そしてそれは、本判決の争点

である二重の危険禁止保障に関する議論の発展が支持することなのである。

すなわち、二重の危険禁止保障の趣旨をごく単純に言ってしまえば、個人が国家に相対するような「手続負担」を課されるのはせいぜい一度きりである、ということである。そこで問題になるのは、有罪や執行によるスティグマや収容ではなく、審理の手続の負担である、ということは、二重の危険禁止保障の歴史が確認してきたことである。そうだとするならば、仮に判決が言うように、問題となっている人権条項の保障のためには手続が「本質的に刑事的」であることが必要であるとしても、「本質的に刑事的」であるためには、本来的なスティグマおよび長期の自由剥奪の可能性は必要ないのである。ここで必要とされる考慮事項は、その手続が、国家が個人に介入するために、その個人が刑罰法規に違反したか否かを認定する手続に、その個人を参加させるものであるかどうか、ということのみである。手続がそのような性質を帯びているということであれば、手続の名称がどのようなものであれ、手続の形態がどのようなものであれ、手続の結果として予定される処遇がどのようなものであれ、憲法が保障する人権条項は適用があると解しなければならない。少年手続に憲法保障が求められる理由は、そういったことであり、現状において利用できる処遇が有り得べき理想的なものであるか否かとは別の問題なのである。

次に解決しておかなければならないのは、証拠の問題である。裁判所がブリード対ジョーンズ判決において、「当裁判所は、成人裁判所における審理のための少年の移送決定の基準や、それを支持すべき証拠の質や量については、何ら指示しようとはしていない」⁽³⁶⁾と述べていることはすでに指摘したが、その部分のLawyer's Editionの注で、次のようなことが述べられている。

「要求される立証が事実認定審理においてなされない限りにおいては、少年が申し立てられている犯罪を犯したという実質的な証拠 (substantial evidence) を少年の移送の必要条件として州が要求することを妨げるものは、今日までの決定の中では一つとしてない。」⁽³⁷⁾

非行事実認定審理に入る前の移送審理において、非行事実に関する証拠を調べ得るのだろうか。この点に関する議論はどうなっているだろうか。

まず、全国保護観察官協会による『標準少年裁判所法』では13条が移送に関して規定するが、移送は「完全な調査と審理との後 (after full investigation and a hearing)」に行うべき旨定め、「管轄を維持することがその少年

または公衆の最善の利益に反すると考える場合」に移送できる、と定めている⁽³⁸⁾。そこでは、非行事実に関する証拠調べについて明文はなく、コメントも何ら述べていない。

次に、合衆国保健教育福祉省児童局による『少年を取り扱う専門裁判所のための基準』では、「手続(procedures)」の章の中で二段階審理について触れた後、「審理の両部分（事実認定審理と処遇決定審理とを指す－引用者注）を排除することになる予備的な行動が行われることがある」として、次のように述べる。

「少年が保護申立（the petition）において申し立てられている行為を行ったか否かは、この「移送」決定においては争点（an issue）とはならない。そこでの争点は、仮に当該少年が保護申立において申し立てられている行為をなしたとして、これを『少年のケアまたは処遇のための一切の州の施設または設備において処遇し得る』か否かということ、または少年裁判所が、その状況において『地域社会の安全が明らかに当該少年をその未成年期を越えた期間まで拘束し続けることを要求していること』を認定し得るか否か、ということではなければならない。これらの問題は、最初に決定されなければならない。』⁽³⁹⁾

ここでは明確に、非行事実については調べる対象になっていないことが触れられている。

他方、同じ児童局による『家庭・少年裁判所法起草のための立法指針』はその31条で、「少年が成人に達する以前に更生する合理的な見込み」があるか否かを判断したうえで、移送すべきか否かを決定しなければならないが、その際、「現に申立の対象となっている犯罪の内容」についても証拠を検討しなければならない、として、いわゆる要保護性の検証のために非行事実について調べることを予定している⁽⁴⁰⁾。また、統一州法委員全国会議が承認した『統一少年裁判所法』では、34条に移送規定をおいているが、そこでは、移送の要件として、少年が少年裁判所が用意し得る処遇に適しないことと並んで、少年が申し立てられた非行事実を行っていることを信じるに足る合理的理由（reasonable grounds）が必要である旨規定している⁽⁴¹⁾。

本件最高裁の見解として、非行事実に関する「実質的証拠」を取り調べることに少なくとも消極的でないことは明らかである。そして、二重の危険禁止保

障の意義からすれば、それが事実上非行事実認定といえるほどのものであってはならない、ということもいえるだろう。問題は、「実質的証拠」の意味するところである。

まず、移送審理において非行事実に関する証拠調べを行う意義であるが、これは、移送決定の後には起訴、刑事公判という結果が待っており、その一連の手續によって少年が負うべき負担は大変なものになるため、少年裁判所での審理において、「実質的証拠」の限りで非行事実の有無につき取り調べ、そこで非行事実を基礎付ける「実質的証拠」が存在しないということになれば、その時点で移送の可能性を否定することによって、後の負担を消滅させることにつながる、ということに求められよう。ということは、その機能は予備審問（preliminary hearing）のそれと同じということになる。そうすると、例えば上述の『統一少年裁判所法』が求める“reasonable grounds”とは、予備審問において適用される基準である“probable cause”と同じ内容をもつものといっ
てよい⁽⁴²⁾。

日本でいえば、身体拘束に関する審査の際に用いられる「相当な理由」の調べ、等がそれに近いということになる。以上のことからすると、「実質的証拠」とは、その「相当な理由」を根拠付ける程度の証拠、というのがその内容として妥当なもの、ということになる。それすらない場合には、その時点で手續から解放せよ、ということである。この場合、少年裁判所における事実認定審理に入ることができるか否かが問題になるが、その趣旨からすればこれをも否定するというのが妥当であろう。日本においてこの構成を採用し得るか否かについては、後述する。

他方、上述の『立法指針』が言うようなかたちで、すなわち、要保護性認定のために当該非行事実を斟酌できるか、ということになると、刑事裁判における余罪による情状立証と同種の問題を提起することになる。その点を考慮して、まさにこれから審理の対象となろうとしている事実を前提とした要保護性の認定はできないと解すべきである。

最後にとりあげるのは、すでに前項でも触れたことであるが、移送審理の性格ということである。裁判所の見解によれば、移送審理を事実認定審理に先行させても、「事実認定審理の性質」にも「移送審理自体における意思決定の質」にも影響はない、ということであった。それに関する疑問は前項で述べたとお

りであるが、その他に、「移送審理の性質」という問題がある。これは二重の危険禁止保障の貫徹により、相当にその性格を変えたと見なければならぬ。

少年裁判所法制の初期においては、移送決定は、少年裁判所が選択し得る処分 (disposition) の一つとしてとらえられていた。つまり、移送決定は、当該少年について非行事実を認定したうえで、処分決定としてなされていたのである⁽⁴³⁾。当時の管轄権審理 (jurisdictional hearing) が非行事実認定をもその一内容としていたのは、そのためである。そこがいつしか曖昧になり、事実認定審理中にいつでも移送決定がなされ得るという時代が到来する。そこでもなお、移送が処分の一つであるという認識に大きな変化はなかった。しかし、ブリード対ジョーンズ判決が出されることにより、移送決定のための審理は、事実認定に先立って行われるべきことが要求されることになった。ここにおいて、管轄権認定審理という語は、事実認定審理 (adjudicatory hearing) とは峻別されるころの、当該少年の手續を少年裁判所と成人裁判所とのどちらにおいて執り行うかを決定する審理、とそのままの意味を変えるに至ったのである。そのためであろう、最近では、移送 (transfer) という語に代えて、管轄権放棄 (waiver) という語が多く使用されるようになってきている。

これは、単に単語のもつ意味の変化にとどまらず、少年手續における移送の性格の変化をも意味している。移送決定は処分の一つとして考えられていた時代には、刑事手續や刑罰も少年のために有効に利用できる処遇の一つ、それも一種の保護と言える、というような説明をむりやりにでもできた。それが管轄権放棄決定に変化し、その要件として少年が少年裁判所制度が用意する処遇に適さないことを要求するようになると、それは少年のための処遇ということから離れていくのである⁽⁴⁴⁾。もう一度、判決文から引用しよう。

「少年裁判所から一般的な刑事裁判権をもつ裁判所への移送の可能性は、少年にとっては非常に重大な問題である。…それと同時に、すべての少年が少年裁判所制度の特別な特徴とプログラムからの利益を取り入れることができるわけではなく、成人裁判所への移送手續が利用可能であるべきだ、という広く共通した意見の一致が存するようである。…こういった一般的な意見の一致は、裁判管轄区の圧倒的多数が一定の状況において移送を許容しているという事実で反映されている。…そのような移送条項は、少年裁判所制度に、その制度が意図する特別な指導および処遇という利益を取

り入れることのできない青少年犯罪者を取り扱うために必要とされる『柔軟性 (the flexibility)』を与える試みの現れなのである。」(二重かぎ括弧は引用者が付加)⁽⁴⁵⁾

ここで用いられている「柔軟性」という語のもつ意味内容が巧妙にすり替えられていることを指摘しなければならない。それまでの「柔軟性」という語は、「非方式性」という語と相俟って、確かに裁判所という司法機関が執り行う手続ではあるが、そこで考慮すべき最大関心事は少年の社会復帰ということなのであって、その達成が重要なのであり、そのためには、硬直的、方式的な手続では不十分なのだ、ということで、少年の社会復帰という実をとるために必要な手続原理として、審判手続のみならず、少年手続全般の特質を表現するものだったのである。ところがこの判決においては、移送が少年にとっての重大事であることは認めながらも、少年裁判所制度においては社会復帰できない少年群というものを、ケント判決やゴールト判決における裁判所が少年処遇の現状について行ったような言及などをついに全くしないまま、措定してしまっているのである。そしてそういう少年群を、憲法保障の侵害なく、効率的に少年裁判所制度の外におくために、裁判所が対応を取るべく設けられたもの、それが「柔軟性」のある移送の制度だ、と言っているのである。

私自身の基本的な立場は、保護手続一元論である。また、教育やケースワークについて、環境対策を含めてあるべき教育なりケースワークなりがなされるのであれば、その効果が出ない者はないはずだ、という素人ゆえの理論を超えた期待もっている。したがって、社会復帰不能な少年群を措定する点については、根本的な疑問を禁じ得ない。この判決以前の問題として、次の警告は傾聴に値すると言えよう。

「通常の少年裁判所の審理においても制裁 (sanctions) は加えられ得るかもしれないが、管轄権放棄決定の影響は、少年を刑事訴追を待ったために成人の監獄に送ることなのであり、有罪になれば、可能性としてはその州における最大限の刑罰を受けることなのである。…後の刑事訴追の結果如何にかかわらず、移送は、拘禁、取調べ、正式起訴、そしてしばしば他の被收容者による犠牲者になること、を少年に強いるのである。…少年裁判所が少年を移送した場合、彼は、続く刑事裁判にまで抱えていくことになるスティグマを受けるのである。すなわち、彼は、あまりに手に負えず、少

年裁判所制度の中では扱えない、とされるのである。そして、有罪ということになれば、受けるスティグマはもちろん、成人の犯罪者のスティグマそのものである。」⁽⁴⁶⁾

さらに言うならば、そのような少年群を措定することは、そもそも特別なニーズをもつ少年のために発展してきた制度の自己否定につながってしまう。少年裁判所はある一定の類型の少年はそもそも処遇できない、ということを宣明してしまうことになるのである。ここで真に必要なことは、少年の社会復帰のために、少年裁判所自身に何ができるのか、できないことがあるのであればそれを克服するために何をしなければならないのか、を不断に検証して、発展していくということのはずである。それが実行されてこそ、少年裁判所制度の存在意義が全うされることになる。

(5) 判決の影響

本判決により、当然ながら、法規や運用の修正を求められる州が出てくることになった。

まず、本件の係争地であるカリフォルニア州では、1976年に法改正を行い、移送決定は「審理中のいかなる時点においても (at any time during a hearing)」できる、としていた福祉・施設法707条を、「危険が発生する以前に (prior to attachment of jeopardy)」とすることで本判決との抵触を回避した。ところが、それに加えて、同条において、殺人ほか一定の重大犯罪については、当該少年は少年裁判所における処遇に適しないことが推定され、少年裁判所が管轄を取得するには反証が必要である旨が規定されたほか、注(44)で指摘した目的規定(202条)を改正するなど、本判決を少年非行の犯罪化・重罰化の奇貨とした動きを強めている。

また、本判決のLawyers' Editionの注において、移送の前に非行事実認定を要求している州としてアラバマとウェストヴァージニア、そして、少年の申立についての審理が移送に先行してなされることを要求している州としてアラバマ、マサチューセッツとウェストヴァージニアが指摘されている。これらの州については、若干の紆余曲折⁽⁴⁷⁾があった後、結局法改正によって本判決との抵触を回避した⁽⁴⁸⁾。

近年の管轄権放棄条項（以下、各法律の文言にかかわらずこの語を用いる）はどうなっているだろうか。

合衆国においては、ネブラスカとニューヨークを除く48の州およびコロンビア特別区と連邦の少年手続が管轄権放棄条項をもっているとされる⁽⁴⁸⁾。他方、管轄権放棄には、裁判上 (judicial)、立法上 (legislative) および検察官 (prosecutorial) の三類型があるとされている⁽⁵⁰⁾。裁判上の管轄権放棄が最も一般的なもので、伝統的なものと言ってよい。法律や裁判所規則等の一定の基準に沿って、少年裁判所が個別的裁量的に事件を成人裁判所に送致するものである。立法上の管轄権放棄とは、法律によって少年裁判所の管轄を制限するものである。少年裁判所が管轄をもつべき非行少年の年齢を例えば18歳から17歳に下げること、一定の重罪について、一応少年裁判所に送致するものの自動的に成人裁判所に送致するよう定めること (automatic waiver と呼ばれる)、同じく、最初から成人裁判所に訴追することを定めること等がこれに当たる。検察官管轄権放棄とは、簡単に言ってしまうと、検察官先議のことである⁽⁵¹⁾。例えばネブラスカ州が管轄権放棄条項をもたないのは、以前からこの検察官先議制をとっているためである。また、ニューヨーク州の場合は、少年非行を扱う家庭裁判所法 (Family Court Act) が対象としている年齢がもともと低く、管轄権放棄の対象年齢に達することがないために管轄権放棄条項が存在しないとされてきたが、最近の各州の同条項の対象者の低年齢化の傾向からすると現在では説得力に欠ける。また、同州自身が1978年の少年犯罪者法 (Juvenile Offender Law) によって一定の重罪につき刑事裁判所に管轄権を認める立法上の管轄権放棄を採用している。上述の分類を前提とすれば、裁判所の裁量による管轄権放棄はないとしても、上の二つの州に管轄権放棄が全くないというわけではない。

各州ともこれら三つの類型を組み合わせる管轄権放棄を行うのが通常である。カリフォルニア州について言えば、裁判上の管轄権放棄に限られている。もっとも、上述のとおり処遇不適の推定規定が設けられているし、全国的にも、成人裁判所がより多く、より簡便に少年についての管轄権を取得できるような方向での改革というのが一般的な傾向であり、犯罪や非行に関する社会情勢を強く反映するものとなっている。先に指摘した審理の性格の変容も現実化している。もちろん、その性格や有効性など、少年司法制度の中でもいまだ最も議論の多い論点の一つ⁽⁵²⁾であり、廃止論も少なからずある⁽⁵³⁾。

最後に、ブリード対ジョーンズ判決が日本に与えた影響について検討してみ

よう。

結論から言うと、この判決は日本の少年法実務に対して影響を与えていないのみならず、議論の対象としてもあまり認識されていないようである。判例の紹介も、まとまった量のものが一つ⁽⁵⁴⁾、あとは言及しているものがいくつかある⁽⁵⁵⁾という程度しか見いだせなかった。

議論すらなされていないのはなぜだろうか。実際のところは分からないのだが、あえて理屈付けてみると、一つは、時期の問題がありそうである。この判決が出されたのは1975年5月27日である。その前に連邦最高裁が出した少年裁判所手続における連邦憲法上の人権に関する判例は1971年6月のマッキーヴァー対ペンシルヴェニア事件であり、しかもこの判決によって、ケント、ゴールト、ウィンシップと続いてきた少年裁判所手続におけるデュー・プロセス強化の流れは一段落した、という観測があったことは否めない。4年後の判決までフォローしていなかったというのが一つにはあろう。また、日本においてはいわゆる少年法改正論議の時期である。ウィンシップ判決までは議論が盛り上がっている最中だったせいもあり、しかるべき注目を受けていたのであろうが、ブリード対ジョーンズ判決が出たのは、日本時間にすれば1975年5月28日、法制審議会少年法部会においていわゆる部会長試案が提出された2日後である。中間報告の内容も見えてきていて、収束へ向かって動いていた時期（もっとも、中間報告が出されるのはその1年半後であるが）であり、論点として出る素地がなかったと言うこともできよう。

もう一つあげてみるならば、少年法20条の存在ということもあるのではなかろうか。つまり、法20条の存続は当然のこととされていたのではないだろうか。すでに少し触れたことであり、後にも検討することになるが、現行の少年法20条（および同23条1項）が違憲ということになると、少年法の枠組を根本から変える可能性を含んでいる。改正論議のさなかにそれを言うことが余りに過激に映り、そもそも無理だと思われたか、あるいはそれこそ合衆国におけるような反動を来すのを恐れたか、ということもありそうである。なにしろ、ケント判決の内容からすれば、同じ程度のデュー・プロセスを保障しようということになれば、「調査の結果」のみで検察官に送致できる20条の規定は明らかに違憲と言ってもおかしくないのに、そのような議論は現在に至っても一般的であるとは言えないように見受けられる。むしろ、こと逆送に関する意識はその程

度と見るほうが実情に近いのかもしれない。

以上のような理由からか、それとももっと他の要因があるのかはともかく、これまでの議論状況はさして芳しくないことのみを指摘しておいて、次に、日本における議論に進んでいこうと思う。

【注】

- (1) 平成6年(わ)第170号；平成7年6月2日付弁論要旨6頁以下。省略部分は、文献等引用部分。
- (2) Breed v. Jones, 421 US 519, at 521-525, 44 L Ed 2d 346, at 350-353. 英米刑事法研究会「アメリカの刑事新判例紹介(11)[萩原滋]」判例タイムズ346号(1977年)108頁 [鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第一巻』(1982年・成文堂)177頁以下所収]に紹介がある。
- (3) カリフォルニア州においては1903年に特別裁判所とプロベーション制度に関する立法がなされた。1929年からの集中的な法典化作業によって1937年に福祉・施設法(Welfare and Institutions Code)が制定され少年裁判所法はこの法律の550条から996条に組み込まれた。その後、全国的な適正手続保障強化の動向を受けて、1961年に抜本的改正がなされ、同法の500条から914条までが少年裁判所法となった。1968年当時の邦訳として『カリフォルニア州青少年法』少年法改正資料第9号(1972年)がある。1961年改正については、see J. Goldfarb & P. M. Little, "1961 California Juvenile Court Law: Effective Uniform Standards for Juvenile Court Procedure?", 51 Calif L R 421 (1963); H.E. Breitenbach, "Due Process of Law for Juveniles Revisited", 37 State Bar J 32(1962). 日本における紹介として菊田幸一「カリフォルニアにおける少年法改正の現況」法律時報45巻9号(1973年)51頁以下、小川太郎「カリフォルニア少年裁判法の改正」刑政88巻6号(1977年)32頁以下参照。
- (4) 1976年の法律改正以前の段階での管轄権審理(jurisdictional hearing)とは、現在"waiver hearing"として知られているような、非行事実認定審理の前に行われる審理を指すものではなく、審判地の適否等とともに少年が非行少年であるか否かという事実認定をも含めた審理を指しているということに注意を要する。
- (5) Jones v. Breed, 343 F Supp 690 (1972).
- (6) Jones v. Breed, 497 F 2d 1160 (1974).
- (7) McKeiver v. Pennsylvania, 403 US 528, 29 L Ed 2d 647 (1971).
- (8) Breed v. Jones, cert. granted, 419 US 894, 42 L Ed 2d 138 (1974).
- (9) 多くの判例紹介・評釈がある。See, e.g., J.L. Fox, "Breed v. Jones:

Double Jeopardy and the Juvenile”, 3 Pepperdine L R 407 (1976) ; G.M.Lyman, “Breed v.Jones: Double Jeopardy in the Context of Juvenile Proceedings—Who Says Once Is Not Enough?”, 3 Ohio North U L R 588(1975); T.W.Miller, “CASE COMMENTS, Juvenile Courts—Waiver of Juvenile Jurisdiction after Adjudication of Delinquency Violates Double Jeopardy Clause of Fifth Amendment”, 78 W Va L R 428(1975); B.J.Sciortino, “COMMENTS, Breed v.Jones: Its Effect on Massachusetts Juvenile Law”, 11 New England L R 169(1975) ; C.B.Wayne, “Constitutional law—Double Jeopardy in the Juvenile Courts”, 54 NC L R 89(1975). See also P.G.Renstorm, “Constitutional Law and Young Adults” (ABC-CLIO,1991),at 213-220.

- (10) n.2, supra, 421 US,at 528-529, 44 L Ed 2d,at 355.
- (11) In re Gault, 387 US 1, 18 L Ed 2d 527 (1967).
- (12) In re Winship, 397 US 358, 25 L Ed 2d 368 (1970).
- (13) n.2, supra, 421 US,at 529, 44 L Ed 2d,at 355.
- (14) n.7, supra, 403 US,at 545, 29 L Ed 2d,at 661.
- (15) n.2, supra, 421 US,at 529, 44 L Ed 2d,at 355.
- (16) Id., 421 US,at 531, 44 L Ed 2d,at 356-357.
- (17) Kent v.United States, 383 US 541, 16 L Ed 2d 84 (1966).
- (18) n.2, supra, 421 US,at 532, 44 L Ed 2d,at 357.
- (19) Price v.Georgia, 398 US 323, 26 L Ed 2d 300 (1970).
- (20) United States v.Wilson, 420 US 332, 43 L Ed 2d 232 (1975).
- (21) n.2, supra, 421 US,at 532-533, 44 L Ed 2d,at 357.
- (22) Id., 421 US,at 534, 44 L Ed 2d,at 358.
- (23) Ibid.
- (24) Id., 421 US,at 534, 44 L Ed 2d,at 358-359.
- (25) Id., 421 US,at 535, 44 L Ed 2d,at 359.
- (26) The President’s Commission on Law Enforcement and Administration of Justice, “Task Force Report, Child Delinquency and Youth Crime” (1967), at 25.
- (27) n.2, supra, 421 US,at 535-537, 44 L Ed 2d,at 359-360.
- (28) Id., 421 US,at 538-539, 44 L Ed 2d,at 360-361.
- (29) Id., 421 US,at 537-538, 44 L Ed 2d,at 360.
- (30) Id., 421 US,at 539, 44 L Ed 2d,at 361.
- (31) Id., 421 US,at 540-541, 44 L Ed 2d,at 361-362.
- (32) Id., 421 US,at 541, 44 L Ed 2d,at 362.
- (33) See “Standard Juvenile Court Act” § 25 ; “Uniform Juvenile

Court Act” §33, *infra*, n.38, 41. 1961年カリフォルニア州福祉・施設法でいえば503条がそれに相当する。

- (34) n.17, *supra*, 383 US 541, at 555, 16 L Ed 2d 84, at 94.
- (35) n.11, *supra*, 387 US 1, at 24, 36, 50, 18 L Ed 2d 527, at 544, 551, 558.
- (36) n.2, *supra*, 421 US, at 537, 44 L Ed 2d, at 360.
- (37) *Ibid.*, n.18.
- (38) National Probation and Parole Association, “Standard Juvenile Court Act” (6th ed., 1959), §13.
- (39) Children’s Bureau, U.S. Department of Health, Education and Welfare, “Standards for Specialized Courts dealing with Children” (1954), at 54. 引用は1978年の reprint 版 (Greenwood Press) による。最高裁事務総局『米国少年専門裁判所基準(一九五四年)』家庭裁判資料37号(1955年)で全文が翻訳されている。
- (40) U.S. Children’s Bureau, “Legislative guide for drafting Family and Juvenile Court Acts” (1969), §31.
- (41) National Conference of Commissioners on Uniform State Laws, “Uniform Juvenile Court Act” (1968), §34(a)(4)(i).
- (42) See LaFave & Israel, “Criminal Procedure, 2nd ed.” (West, 1992), at 667-670.
- (43) See, e.g., California Governor’s Special Study Commission on Juvenile Justice, “Report pt. II, A Study of the Administration of Juvenile Justice in California” (1960), at 17, 23.
- (44) もちろん、管轄権放棄決定においても、処遇に向けた判断はなされている。しかしながら、その判断基準として例えば犯罪の状況および重大性などが含まれるようになると、“Just Desert” 理念が容易に少年裁判所に入り込むことになる。See, e.g., Welfare and Institutions Code, §707 (1976). カリフォルニア州についてさらに指摘しておくならば、非行少年については審理の申立権は検察官が独占している (§650)。すなわち、審理開始の申立をするか否か、管轄権放棄審理の申立をするか否かを検察官が決定する。こうなってくると、少年の社会復帰をうたうほかに社会防衛と少年の責任感の醸成とが加えられ、少年裁判所を含む手続関係者が社会防衛の観点を考慮すべきことが規定された目的規定 (§202) と相俟って、上述の危険性は決定的になる。
- (45) n.2, *supra*, 421 US, at 535, 44 L Ed 2d, at 359.
- (46) “NOTE, Separating the Criminal from the Delinquent: Due Process in Certification Procedure”, 40 So Calif L R 158 (1967), at 162-163.

- (47) See T.W.Miller, *supra*, n.9 ; B.J.Sciortino, *supra*, n.9.
- (48) Ala Code §12-15-34 (1975) ; Mass Gen Code Ann ch.119, § 61 (1975) ; W Va Code Ann § 49-5-10(1975).
- (49) 各州の状況を網羅したものとして see B.C.Feld, "CRIMINAL LAW—The Juvenile Court Meets The Principle of The Offense: Legislative Changes in Juvenile Waiver Statutes" 78 J Crim L & Criminology 471 (1987) ; K.L.Evans, "COMMENTS—Trying Juvenile as Adults: Is the Short Term Gain of Retribution Outweighed by the Long Term Effects on Society ?" 62 Miss L J 95(1992) ; S.M.Davis, "Rights of Juveniles—The Juvenile Justice System, 2nd ed." (CBC,1992).
- (50) See Shronhorst, "The Waiver of Juvenile Court Jurisdiction: Kent Revisited", 43 IND L J 583, at 596(1968).
- (51) これらの場合, 少年裁判所の専属的管轄権 (exclusive jurisdiction) はもはや放棄され, 成人裁判所との競合的管轄権 (concurrent jurisdiction) を有するとされる。もっとも, 実質的には成人裁判所が専属的管轄権をもつと言える場合もある。
- (52) See, e.g., B.Reid, "Juvenile Waiver: The Inconsistent Standard", 2 Am J Crim L 331 (1974) ; J.N.Sorrentino & G.K.Olsen, "Certification of Juvenile To Adult Court" 4 Pepperdine L R 497 (1977) ; L.Braithwaite & A.Shore, "Treatment Rhetoric Versus Waiver Decisions", 72 J Crim L & Criminology 1867 (1981) ; R. O. Dawson, "An Empirical Study of Kent Style Juvenile Transfers to Criminal Court", 23 St.Mary's L J 975(1992) ; S.I. Singer, "The Automatic Waiver of Juveniles and Substantive Justice", 39 Crim & Delinq 253 (1993).
- (53) See, e.g., L. Edwards, "The Case for Abolishing Fitness Hearings in Juvenile Court", 17 Santa Clara L R 595 (1977) ; J.Gasper & D.Katkin, "A Rationale For The Abolition Of The Juvenile Court's Power To Waive Jurisdiction", 7 Pepperdine L R 937 (1980).
- (54) 前掲注(2)参照。
- (55) 平場安治『少年法[新版]』(有斐閣法律学全集・1987年) 22頁, 高野隆「憲法問題としての非行事実認定手続—子供は大人より簡単に有罪とされても良いか—」犯罪と非行104号(1995年) 4頁以下, 15頁。